

令和5・6・7年度
測量・建設コンサルタント等

入札参加資格審査申請要領

測量・建設コンサルタント等(定期申請用)

	測量・建設コンサルタント等
申請受付期間	令和4年11月11日(金)から令和4年12月9日(金)まで 午前9時から午後5時30分まで※ 土・日・祝日を除きます。
提出書類受付期間 (新規申請の方のみ)	令和4年11月11日(金)から令和4年12月23日(金)まで ※ 最終日は午後5時30分必着です。
承認日	令和5年4月1日
資格有効期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

※ 「工事請負」の承認期間は令和6年3月31日、「物品供給等・業務委託」の承認期間は令和7年3月31日までとなっているため、今回は定期申請の受付はありません。

※ 「工事請負」と「物品供給等・業務委託」は、現在、随時申請受付中です。なお、「工事請負」と「測量・建設コンサルタント等」の両方に登録することはできません。

- この要領には大阪市の入札参加資格審査の申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読みください。
- 申請は大阪市電子調達システムホームページの「業者登録システム」に必要なデータを入力した後、
 - 新規申請の方は、書類一式を出力し押印したうえで証明書類等を同封して送付または契約管財局契約部に設置の受付箱に投函することで完了します。
 - 継続申請の方は、手続き完了となります。(書類の提出は不要です)
- 今回の入札参加資格審査の結果、承認されますと有資格者として大阪市電子調達システムホームページ上の入札参加有資格者名簿において、商号又は名称や住所等の情報を公表します。
- この申請等で収集された情報は、大阪市個人情報保護条例に従い大阪市の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

大 阪 市

目 次

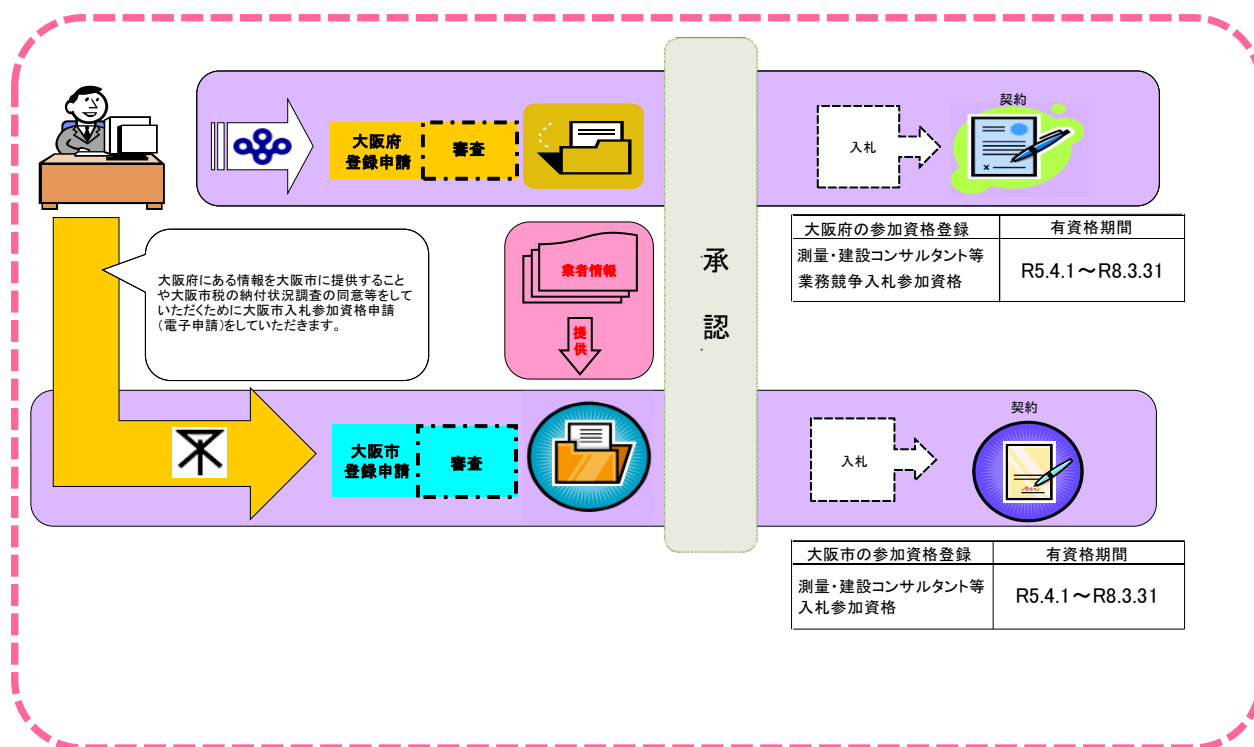
1	入札契約業務における大阪府・大阪市の連携について	2ページ
2	資格要件	3ページ
3	申請から承認まで	4ページ
4	種目・項目	7ページ
5	注意事項	7ページ
6	大阪市電子入札案件お知らせメールサービス	9ページ
資料 1	誓約事項	10ページ
資料 2	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）	11ページ
	帳票見本	14ページ
	大阪市使用印鑑届記載例	15ページ
	大阪市からのお知らせ	16ページ
	よくある質問と回答	17ページ
	申請についてのお問い合わせ	21ページ

1 入札契約業務における大阪市・大阪府の連携について

大阪市・大阪府の連携により、申請の負担軽減をはかっています。

大阪市と大阪府がそれぞれで行っていた入札参加資格審査業務について、大阪府を入札参加資格審査申請窓口として統一化することにより、申請者の負担軽減をはかっています。

大阪市には、比較的簡単な手続きを行っていただくことで申請が完了します。承認後、大阪府が契約事務に利用する情報は、申請者が大阪府に登録した情報を大阪市が提供を受けることとなります。



- 新規申請の方は、大阪市への電子申請と、わずかな書類を送付するだけです。
- 継続申請の方は、大阪市への申請は電子申請のみ。書類の送付は不要です。
- ※ 大阪市の審査の1つとして、大阪市税に係るすべての徴収金を完納しているかどうか、大阪府で調査させていただきます。調査の結果、未納があった場合は大阪府の入札参加資格の承認を受けられませんのでご注意ください。

2 資格要件

申請するには次の要件を全て満たすことが必要です

- ① 令和5年4月1日時点で大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ② 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと



① 令和5年4月1日時点で大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登録されていること

- 大阪市の測量・建設コンサルタント等入札参加有資格者として承認されるには、大阪市の承認日（令和5年4月1日）に大阪府の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格に登録されている必要があります。大阪市の承認日（令和5年4月1日）までに大阪府に登録されるためには、令和4年11月11日から令和4年12月9日までに大阪府に申請してください。
- 大阪市の承認日（令和5年4月1日）に大阪府に登録されている種目が、大阪市にも登録されます。
- 大阪市への申請を行った時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に登録されていても、大阪市の承認日（令和5年4月1日）に登録されていない場合は、大阪市の承認は受けることができませんので、ご注意ください。

② 大阪市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市税の納税義務を有する者に限る）

大阪市税に係る徴収金を完納していることが要件となります。

大阪府に申請されたすべての方について、大阪市税に係る徴収金を完納しているかどうか、大阪府で調査させていただきます。

未納があった場合は、大阪府の入札参加資格の承認を受けることができませんのでご注意ください。

大阪市税に係る徴収金とは、次のとおりです。

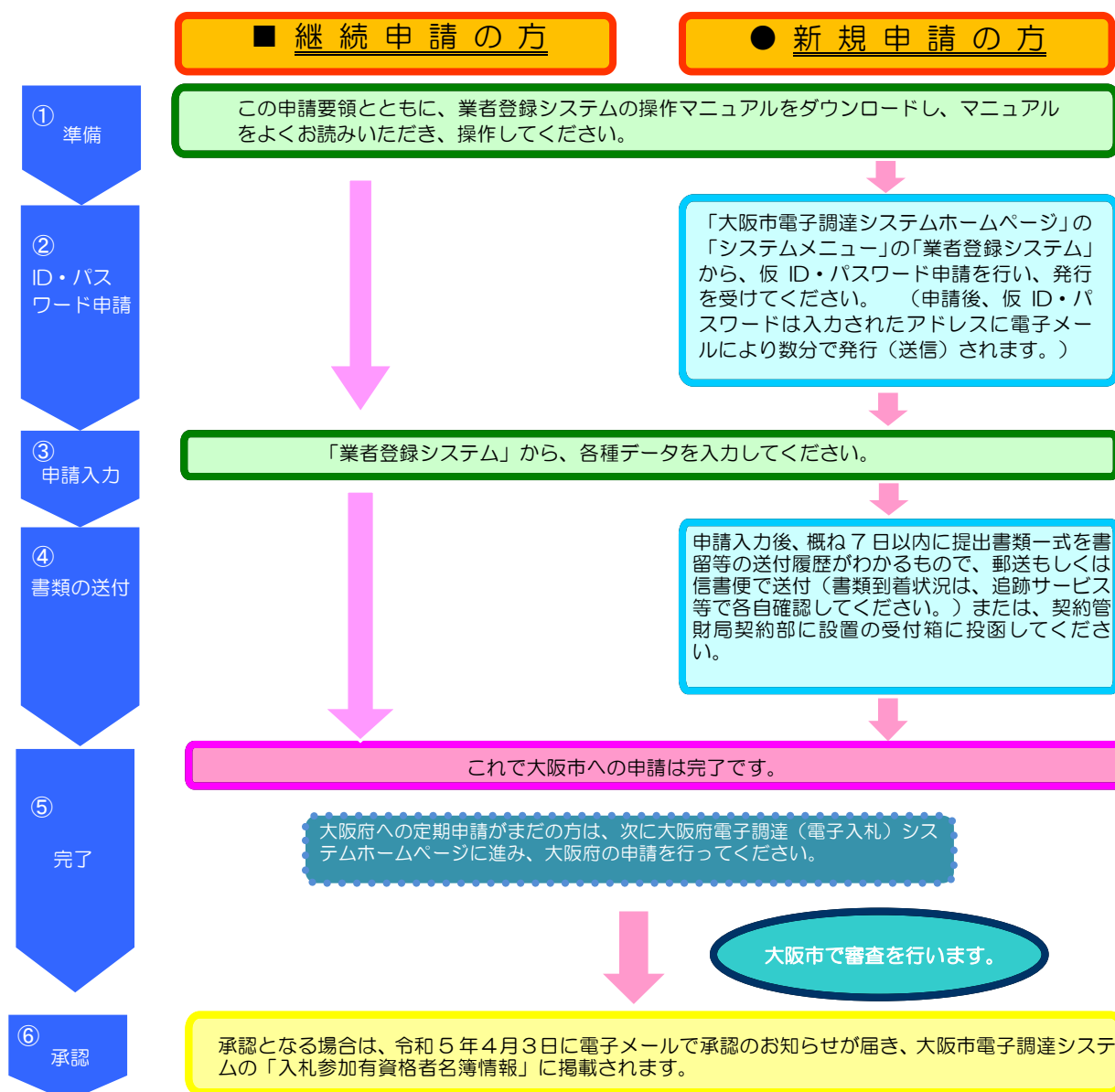
法人市民税、市・府民税（普通徴収）、市・府民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

詳しくは、「資料2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）」をご覧ください。

3 申請から承認まで

測量・建設コンサルタント等	
申請受付期間	令和4年11月11日（金）から令和4年12月9日（金）まで 午前9時から午後5時30分まで※ 土・日・祝日を除きます。
提出書類受付期間 （新規申請のみ）	令和4年11月11日（金）から令和4年12月23日（金）まで ※ 最終日は午後5時30分必着です。
承認日	令和5年4月1日
資格有効期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）



① 準備

- この申請要領とともに、「大阪市電子調達システムホームページ」から、業者登録システムの操作マニュアルをダウンロードし、マニュアルをよくお読みいただき、操作してください。
(大阪市電子調達システムホームページ <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp>)

② 仮ID・パスワード申請（新規申請）

● 新規申請の方

- 申請にはID・パスワードが必要です。
 - ※ IDはアルファベット1文字と8桁の数字で構成されています。測量・建設コンサルタント等用は「C」で始まりません。物品供給等・業務委託用のIDは使用できません。
 - 申請を行う方は、「大阪市電子調達システムホームページ」の「システムメニュー」の『業者登録システム』から、仮ID・パスワードを申請し、発行を受けてください。(申請後、仮ID・パスワードは入力されたアドレスに電子メールにより数分で発行(送信)されます。)
 - 現在、大阪市の「測量・建設コンサルタント等」入札参加有資格者の方は、すでにお持ちのIDを使用してください。(新規にIDの発行を受けないようご注意ください。)
- ※ 過去に登録があった方は、その際に使用していたID・パスワードは今回の定期申請では使用できませんので、新たに取得してください。

③ 申請入力（新規申請・継続申請）

● 新規申請の方

- 大阪市内に新規に申請を行う方は、②で発行を受けたIDを使用し、「大阪市電子調達システムホームページ」から、『業者登録システム』にログインし、申請データを入力してください。
- 今回の申請で入力いただく情報は、申請者の確認のために利用します。承認後に大阪市内で利用する情報ではありません。(承認後は大阪府へ登録された情報に置き換わります。)
- 大阪市内に新規に申請を行う方のうち、大阪府に登録済みの方や大阪府に申請中(登録はまだ)の方は、大阪市内への申請時に大阪府の業者番号(ID:7桁の数字)を入力してください。
大阪市内への申請入力時において、大阪府への申請がまだの方については、大阪市内への申請が済んだ後、大阪府へ申請を行ってから、改めて「大阪市電子調達システムホームページ」から、『業者登録システム』にログインし、大阪府の業者番号を入力していただきます。

■ 継続申請の方

- 現在、大阪市内の入札参加有資格者の方は、すでにお持ちの大阪市の「測量・建設コンサルタント等用ID」を使用し、「大阪市電子調達システムホームページ」から、『業者登録システム』にログインし、誓約事項を確認のうえ申請してください。

※ 過去に大阪市内の入札参加資格審査申請を行った方で、既にID・パスワードをお持ちの場合でも、申請時点で大阪市内の入札参加有資格者でない場合は、そのIDは利用できませんので、大阪市内に新規に申請を行う方として、新たに取得してください。

※ 現在の名簿情報から変更があった場合、継続申請を行う前に大阪府で変更申請を行ってください。

④ 書類の送付（新規申請）

● 新規申請の方

- ・ 大阪市に新規に申請を行う方は、申請入力後概ね 7 日以内に、次の提出書類一式を書留等の送付履歴がわかるもので、郵送もしくは信書便で送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）または、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。（提出書類受付最終日は午後 5 時 30 分必着です。）
- ・ 提出書類は、A4 縦型用紙により印刷してください。また提出書類送付（持参）にあたっては、システムから出力される「宛名ラベル」を封筒（角形 2 号）に必ず貼付してください。
- ・ 書類を提出する前に必ず控えを取っておいてください。（後日、提出書類の審査を行った際、訂正等ご連絡することがあります。）

○ 提出書類一式

	書 類 名	説 明
1	大阪市提出書類確認表 （システム出力様式）	これにより提出書類に不足がないか確認してください。また、この提出書類確認表も同封して送付（持参）してください。
2	大阪市使用印鑑届 （システム出力様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実印及び契約手続き等に使用する印鑑を届け出てください。 ・ 使用する印鑑については <ul style="list-style-type: none"> (1) 本店登録の場合 実印をそのまま使用印にできます。 実印と使用印を別にする場合、使用印は代表者の役職名又は氏名が表示されたものに限りです。 (2) 支店登録の場合 受任者の役職名又は氏名が表示されたものに限りです。 ※ ゴム印は不可とします。
3	印鑑証明書または 印鑑登録証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は、法務局発行の印鑑証明書 ・ 個人の場合は、市区町村発行の本人の印鑑登録証明書を提出してください。 ※ 申請日より 3 ヶ月以内に発行された原本に限りです。

■ 継続申請の方

- ・ 現在、大阪市の入札参加有資格者の方は、書類提出は不要です。（電子申請のみで申請が完了します。）

⑤ 完了

- ・ 申請受付期間内に 2 回以上の申請を行った場合、1 回目の申請内容が有効となり、2 回目以降の申請は無効となります。
- ・ 申請データを入力し送信した後に入力誤りが判明した場合、修正ができなくなっていますので、大阪市の担当（21 ページを参照してください。）まで連絡してください。なお、書類提出後の修正があった場合は、再度書類を提出していただくことがあります。

- ・ 申請完了から承認日までに、申請した内容を確認したい場合は、「業者登録システム」で確認してください。
- ・ システム障害時、サーバメンテナンス時のほか特に受付期間終了間近はアクセスが集中し、ご利用いただけない場合がありますので、期限まで十分余裕を持ってデータ入力をお願いします。

⑥ 承認

- ・ 大阪市で入力内容および提出書類を確認した結果、承認となる場合は、令和5年4月3日(月)に電子メールで承認のお知らせが届きます（承認日は4月1日です）。また、大阪市電子調達システムの「入札参加有資格者名簿情報」において公表します。

電子メールは大阪府に登録した次のアドレスに送信されます。

本店登録の場合	「本店メールアドレス」
支店登録の場合	「営業所・支店メールアドレス」

- ・ 承認通知書等の書面は発行しませんので、ご了承ください。
- ・ 大阪市の「入札参加有資格者名簿情報」に公表される情報や、大阪市が契約事務に利用する情報は、大阪市への申請時に入力いただいた情報ではなく、大阪府に登録された情報です。
- ・ 大阪市で承認される種目は、承認日（令和5年4月1日）に大阪府の「測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿」に登録されている種目です。（詳しくは、「4 種目・項目」をご覧ください。）

4 種目・項目

種目の登録については、承認日（令和5年4月1日）時点で大阪府に登録されているものが、大阪府に登録されるため、**大阪市への種目登録は不要です。**

大阪市の種目一覧は、この申請要領とは別に用意しています。申請する区分に対応した種目一覧をご覧ください。種目一覧には、それぞれの種目に対応した大阪市の発注例を記載しています。

区分	大阪府への種目登録	種目一覧
測量・建設コンサルタント等	大阪府と同様	（別冊）測量・建設コンサルタント等用

5 注意事項

- (1) 申請内容（提出書類を含む）の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。
- (2) 申請受付期間内の申請行為（システムへのデータ入力と提出書類の送付（持参））は1度限りとします（本社と営業所の個々の申請や、営業所ごとの申請は不可）。また、大阪市の承諾なく複数回の申請行為を行ったり、提出書類に加筆や訂正をしたり、システム出力様式に関し、システムから出力される様式以外のものを使用した場合は、申請が無効となる場合がありますので十分注意してください。

- (3) 申請内容に不明な点等があった場合は、大阪市より電話等で連絡する場合がありますので、申請内容については必ず控えを取っておいてください。
- (4) 大阪府の登録を受けるための各種提出書類のうち、「府税に関する納税証明書（府税事務所発行）」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署発行）」に関して、いずれの証明書についても大阪市では交付できませんので、誤って区役所・市税事務所等にお越しにならないようご注意ください。
- (5) 大阪市は、入札参加資格審査申請を統一して行っています。したがって、この申請以外に他局（水道局等）へ入札参加資格審査申請する必要はありません。（比較見積については、それぞれの局または事業所等へお問い合わせください。）
- (6) 承認後、大阪市の登録内容に変更が生じた場合は、大阪府へ変更申請を行い、認定を受けていただくこととなりますが、大阪市への登録情報（大阪市入札参加有資格者名簿情報に表示された情報）のうち、大阪府へ申請することで変更可能な情報は、「名称」「代表者名（役職）」「受任者名（役職）」「本店所在地」「支店所在地」「電話番号」「FAX 番号」「資本金（千円）」のみとなっています。その他の情報は変更できません。大阪市の登録内容の変更は、大阪府で変更となった日の翌開庁日に変更されます。（なお、変更内容によっては書類の提出が必要となる場合がありますので、大阪市電子調達システムの「各種資料ダウンロード」より、変更が生じた場合の操作説明をご確認ください。）
- (7) 法人化・会社合併・会社分割・事業譲渡による変更が生じた場合は、大阪府で手続きを行っていただく必要があります（大阪府の連絡先は21ページを参照してください。）手続きが完了しない場合は、大阪市の入札に参加できない場合があります。
- (8) 大阪市に登録した種目の追加を希望する場合は、大阪府へ申請して認定を受けてください。また、種目の抹消を希望する場合は、大阪府へ届出を行ってください。大阪府において種目の増減があった場合、大阪市の種目も増減します。大阪市の種目は、「測量・建設コンサルタント等」の種目が増える場合は大阪府の認定と同日（毎月1日付け）に変更になります。
- (9) 申請にあたり、行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に特段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

6 大阪市電子入札案件お知らせメールサービス

電子入札案件の公開をメールでお知らせします

大阪市の電子入札案件の公開があったことを、電子メールでお知らせする『大阪市電子入札案件お知らせメール』のサービスを利用できます。

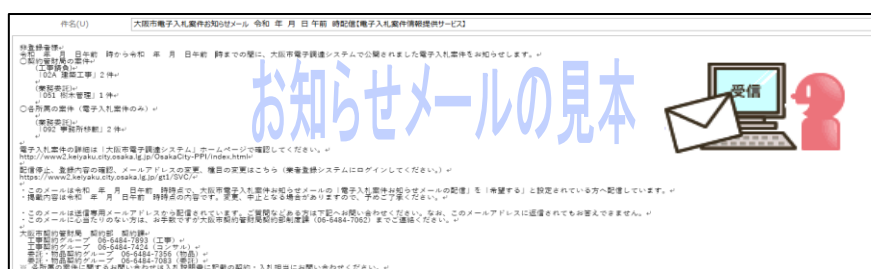
このサービスは、大阪市の入札参加有資格者の方がご利用でき、お知らせを希望する種目の電子入札案件が公開されたことを、電子メールでお知らせするサービスです。

大阪市電子入札案件お知らせメールについて

対 象	大阪市の入札参加有資格者の方
登録受付	随時（土・日・祝日・年末年始を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）
登録方法	インターネットを利用して、『大阪市電子調達システム』から登録してください。 業者登録システムにログインし、「電子入札案件お知らせメール」メニューから、お知らせを希望する種目や送信先メールアドレス（6 つまで）を登録してください。
メール配信	前開庁日の午前 10 時から当日の午前 10 時まで公開された案件について、お知らせを希望した種目の案件があれば午前 10 時から午前 11 時にかけてメールを送信します。

注意事項

- お知らせの対象となる案件は、大阪市電子調達システムで公開された一般競争入札、事後審査型制限付一般競争入札、公募型指名競争入札、総合評価一般競争入札（政策提案型）の電子入札案件です。
- 工事請負、物品供給等・業務委託、測量・建設コンサルタント等のうち、複数の入札参加資格をお持ちの方は、いずれかの ID でログインしていただくことで、全ての種目の登録ができます。
- 携帯電話のメールアドレスの登録も可能ですが、メール本文から電子入札案件情報へのリンクが機能しない場合があります。
- 電子入札案件お知らせメールの登録解除、種目の変更、メールアドレスの変更も、業者登録システムから行えます。
- 大阪市の入札参加資格がなくなった場合は、自動的に登録は解除されます。
- 電子入札案件お知らせメールの登録画面の「ご注意」もよくお読みください。
- メールを受信ができない場合は、ネットワーク設定やメール設定を確認し、「@keiyaku.city.osaka.jp」のドメインからのメールが拒否設定されていないかをご確認ください。



資料1 誓約事項

大阪市への申請時に、業者登録システム上で次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。

同意いただけない場合は、大阪市への申請はできません。

誓約事項	内 容
誓約事項1	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項2	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項3	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項4	大阪市により営業所の実態調査が行われることを承諾します。調査の結果、大阪市競争入札参加停止措置要綱に該当することになった場合、停止措置を受けることを承諾します。
誓約事項5	承認日時時点で、大阪府の測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、この申請が取り消されることを承諾します。
誓約事項6	承認後、大阪府の測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格者名簿から抹消された場合、または登録業種に増減があった場合は、大阪市の入札参加有資格者名簿から抹消、または登録種目が増減されることを承諾します。
誓約事項7	大阪府競争入札参加資格の登録のために大阪府に提出した情報を、大阪市が大阪府から提供を受けることを承諾します。

資料2 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第7条から第9条の規定に基づき、大阪市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項若しくは第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第5条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第9条 局長等は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

第11条 局長等は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札除外措置、同条第3項の規定による入札除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

○ 別表

措置要件	措置
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
3 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

（参考）大阪市暴力団排除条例（抄）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除）

第7条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを許してはならないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係るすべての請負人又は受託者（契約相手方を除く。）をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

- 2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければならない。

帳票見本 ※新規申請の方のみ、申請入力後システムから出力できます。

○ 大阪市提出書類確認表

○ 大阪市使用印鑑届

○ 宛名ラベル

<p style="text-align: center;">測量・建設コンサルタント等 T0000000</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <p style="text-align: center;">大阪市提出書類確認表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認済</th> <th>未確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>システム運用書類確認表</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪市使用印鑑届</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月期監事報告書または3月期監事報告書 （発行後3か月以内のもの（原本））</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>申請書作成者 所属氏名 *** 部署 ***** 電話番号 06-0000-0000 FAX番号 06-0000-0000</p> <p style="text-align: right;">※提出書類は控えを取っておいでください。</p>	項目	確認済	未確認	システム運用書類確認表	○		大阪市使用印鑑届	○		3月期監事報告書または3月期監事報告書 （発行後3か月以内のもの（原本））	○		<p style="text-align: center;">測量・建設コンサルタント等 T0000000</p> <p style="text-align: center;">大阪市使用印鑑届</p> <table border="1"> <tr> <td>商号又は 名称 (株)*****</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実 印 鑑</td> </tr> <tr> <td>代表者役職 氏名 *** 役職 *****</td> </tr> <tr> <td>責任者役職 氏名 *** 役職 *****</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">実 用 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※提出書類は控えを取っておいでください。 ※提出書類は、入札・開標時、契約の締結、代金の請求・受領、共同企業体の結成等の 際に提出するものとして提出してください。 ※提出書類は、入札・開標時、契約の締結、代金の請求・受領、共同企業体の結成等の 際に提出するものとして提出してください。 ただし、提出書類が提出された後、変更された場合は、変更後の書類を提出してください。</p>	商号又は 名称 (株)*****	実 印 鑑	代表者役職 氏名 *** 役職 *****	責任者役職 氏名 *** 役職 *****	実 用 印	<p style="text-align: center;">宛名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>541-0053 測量・建設コンサルタント等 定期申請</p> <p>大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階</p> <p>大阪市契約管財局 契約部 契約課</p> <p>工事契約グループ 宛</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">見 本</p> <p>大阪市***** (株)***** (郵便番号: *****)</p> </div>
項目	確認済	未確認																	
システム運用書類確認表	○																		
大阪市使用印鑑届	○																		
3月期監事報告書または3月期監事報告書 （発行後3か月以内のもの（原本））	○																		
商号又は 名称 (株)*****	実 印 鑑																		
代表者役職 氏名 *** 役職 *****																			
責任者役職 氏名 *** 役職 *****	実 用 印																		

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

大阪市使用印鑑届記載例

測量・建設コンサルタント等
TSB00001

大阪市使用印鑑届

「注意すること」

- ・縦向きに印刷してください。
- ・枠から印がはみ出ないようにしてください。

商号又は 名称	(株)*****
代表者役職 氏名	***役職*****
受任者役職 氏名	***役職*****
押印欄	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 150px;"> 実 印 </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 150px;"> 使 用 印 </div>

「代表者の実印」

※印鑑登録された代表者の印を鮮明に押印してください。

「使用印でNGなもの」

- × 角印
- × 会社名が登記簿の名称と異なるもの
- × 会社名の商号のみ、部署名のみ
- × 受任者を設定している場合の実印

「本店登録の場合は代表者の印、受任者を設定している場合は受任者の印」

※鮮明に押印してください。

※提出書類は控えを取っておいてください。
 ※使用印は、入札・見積り、契約の締結、代金の請求・受領、共同企業体の結成等の際に使用する印を押印してください。
 使用印は代表者の役職名または氏名等が表示されたものに限り、
 (ただし、受任者を設けている場合は受任者の役職名又は氏名等が表示されたものに限り、)

この様式は申請後、電子調達システムから出力できます。

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システムホームページ上（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp>）において随時発表します。

申請を行われる方及び有資格者の方は最新情報・お知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いいたします。

The screenshot shows the homepage of the Osaka City Electronic Procurement System. The main header includes the system name and URL: <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>. The page is divided into several sections:

- お知らせ (Notice):** This section contains the most critical information. A red dashed box highlights the top part, which includes:
 - 「入札・契約制度に関するお知らせ」 (Notice regarding bidding and contract system)
 - 「システム利用に関するお知らせ」 (Notice regarding system usage)
 - 「入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ」 (Notice regarding cancellation of bidding cases and correction of announcement content)
- システムメニュー (System Menu):** Located on the left, it lists services such as:
 - 入札情報サービス (Bidding information service)
 - 電子入札システム (Electronic bidding system)
 - 業者登録システム (Business registration system)
- 初めての方へ (For first-time users):** A link to the electronic bidding system manual.
- 資料・ご案内 (Materials and guidance):** A central section with buttons for:
 - 各種資料ダウンロード (Download various materials)
 - 入札参加停止措置一覧 (List of bidding participation suspension measures)
 - 入札等除外措置一覧 (List of exclusion measures for bidding, etc.)
 - 不用品売却入札等のご案内 (Guidance for disposal of surplus goods bidding, etc.)
 - よくある質問 (Frequently asked questions)
 - 指定管理者公募のご案内 (Guidance for public bidding for designated managers)
- リンク先 (Links):** A section with links to various external sites, including the Osaka City homepage, Osaka City Procurement Bureau, and Osaka City Hospital.
- 連絡先 (Contact Information):** A section providing contact details for the Procurement Bureau and other departments.
- システムの利用時間について (About system usage hours):** A yellow box at the bottom left stating that the system is available from 9:00 AM to 5:00 PM on weekdays.
- PDF形式の資料をダウンロードする場合 (When downloading PDF documents):** A note at the bottom right stating that Adobe Reader is required for PDF files.

「入札参加資格申請」「ID発行」などはこちら

「入札・契約制度に関するお知らせ」
「入札案件の中止、公告内容の修正などに関するお知らせ」
はこちら

「申請要領」「操作マニュアル」などはこちら

「電子入札以外の情報」
はこちら

よくある質問と回答

質 問	回 答
<p>今回新たに大阪市の申請したいのですが、どのようにすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の2つの申請があります。承認期間に注意し申請してください。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の随時申請 <ul style="list-style-type: none"> 申請期間…令和5年1月31日まで 承認期間…承認日から令和5年3月31日まで ○令和5・6・7年度の定期申請 <ul style="list-style-type: none"> 申請期間…令和4年11月11日から令和4年12月9日まで 承認期間…令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間） ・ それぞれの申請要領をよくご覧になり、大阪市の申請受付期間に電子申請により申請してください。書類の提出も必要です。 ・ <u>両方の申請を行う場合は、ID・パスワードを別々に取得し、申請してください。</u> ・ 大阪市の承認日に大阪府に登録されている必要があります。大阪府に登録がない場合は、大阪府の競争入札参加資格申請も行ってください。大阪府への書類の提出も忘れずに行ってください。
<p>現在、大阪府にも大阪市の登録があります。大阪市の継続申請はどのようにすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の定期申請受付期間に、電子申請により申請してください。書類提出は不要です。 (大阪府の令和5・6・7年度競争入札参加資格申請も行ってください。大阪府への書類の提出も忘れずに行ってください。)
<p>継続申請をしますがID・パスワードを忘れてしまいました。どのようにすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続申請する予定で、ID・パスワードを忘れた方は、ID・パスワード再発行手続きが必要です。 詳しくはこちらをダウンロードし、「2.4.1 ID・パスワードがわからない場合」をご参照のうえお手続きください。↓ http://www2.keivaku.city.osaka.lg.jp/help/download/g02_rivoumae.pdf

質 問	回 答
<p>現在、大阪府に登録がありませんが、いつまでに大阪府に登録されていれば大阪市へ申請ができますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の承認日（令和5年4月1日）に大阪府に登録されている必要があります。 ・ <u>大阪府に申請中（登録はまだ）の方や、大阪府への申請がまだの方でも、令和5年4月1日時点で大阪府に登録されていれば問題ありません。（ただし、必ず今回の大阪市の定期申請を行う必要があります。）</u> ・ 大阪市への申請時に大阪府の業者番号（ID：7桁の数字）を入力していただきますが、大阪市への申請入力時において、大阪府への申請がまだの方については、大阪市への申請が済んだ後、大阪府へ申請を行ってください。大阪府へ申請後すぐに業者番号が取得できますので、再度大阪市電子調達システム>業者登録システム にログインし、申請メニュー「補正があります」>「補正」 で大阪府の業者番号を入力し送信してください。 ・ 令和5年4月1日までに大阪府に登録されるためには、測量・建設コンサルタント等は令和4年12月9日までに大阪府に申請をしておく必要があります。
<p>現在、大阪府の有資格者ですが、大阪市へは何もしなくても登録されるのですか。（大阪市への申請は必要ないのですか。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府の有資格者であっても、自動的に大阪市の有資格者となるわけではありません。 ・ 大阪府の有資格者のうち、大阪市の入札参加を希望される方は、大阪市への申請も必ず行う必要があります。
<p>現在、大阪市の随時申請中ですが、そのまま承認後、令和5年度に継続されますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度随時承認の資格有効期限は令和5年3月31日までです。 ・ 令和5年4月以降も引き続き大阪市の登録を希望する場合は、今回の定期受付で申請を行ってください。（大阪府の登録を受けていない方は大阪府の令和4年度随時申請と令和5・6・7年度定期申請を行い承認を受けてください。） ・ 大阪市の定期申請を行う際のID・パスワードは、新たに取得してください。随時申請時のID・パスワードは、随時申請専用となります。（ただし、定期申請と随時申請を同時に申請された方は、随時申請承認後は、随時申請時のID・パスワードでログインいただき、申請内容をご確認ください。）
<p>大阪市の支店登録内容と大阪府の支店登録内容を別にしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府に登録した契約先営業所がそのまま大阪市の契約先営業所になります。異なる内容での登録はできません。大阪府の競争入札参加資格に大阪府の区域内に営業所を有する者であることが条件の一つとなっていますのでご注意ください。（工事請負、測量・建設コンサルタント等のみ）
<p>大阪市への申請手続きの中で、登録種目はどこで申請するのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府に登録した種目が、大阪市への登録種目となります。大阪市の申請手続きの中で、「登録種目」の申請はありません。

質 問	回 答
登録種目のどれに登録したらよいかわかりません。	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の業務内容は多岐に渡るため、種目の例示を参考にし、大阪府への申請時に登録種目を選択してください。登録種目数の制限はありません。
大阪市への申請後、大阪府の業者番号を取得した。どうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市への申請に大阪府の業者番号を入力していただく必要があります。大阪市電子調達システム>業者登録システムにログイン>申請メニュー「補正があります」>「補正」で大阪府の業者番号を入力し送信してください。 大阪府の業者番号の入力だけであれば、書類の再提出は不要です。
会社が合併予定（または合併した）だが、届出が必要ですか。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府に変更申請を行い、認定を受けてください。認定の内容によっては、大阪市に書類の提出が必要となる場合があります。詳しくは、大阪市電子調達システムの「各種資料ダウンロード」より、変更が生じた場合の操作説明をご確認ください。 また、大阪市と取引中（入札・見積もり手続き中なども含む）に合併等（分割、事業譲渡等含む）が生じる場合は、事前取引先の担当に連絡し、指示を受けてください。
申請受付期間内に電子申請を行ったが、提出書類を出し忘れて受付最終期限を過ぎてしまった。どうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 書類の提出が無かったものは、申請が完了していないため承認されません。ID・パスワードも無効となります。<u>令和5年度に入ってから</u>の随時申請において再度、仮ID・パスワードを取得するところからやり直し、申請入力後に出力される最新の書類（使用印鑑届等）を提出していただく必要があります。 提出書類受付最終日の午後5時30分を過ぎて到着した提出書類も受け付けることができず、同様に承認されません。 期限を過ぎて到着した提出書類は返却することが可能です。大阪市の各担当（21ページ）まで連絡のうえ、窓口での受領（本人または代理人を確認できる書類が必要です。）または、返信用の封筒を同封（簡易書留郵便で郵送できる切手を貼付すること）し送付していただければ返送いたします。
大阪市への申請後、承認日までに申請内容に変更（代表者の変更など）が生じたが、どうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の競争入札参加資格申請の変更手続きをおこなってください。なお、変更内容に応じて大阪市への提出書類（「大阪市使用印鑑届」）の再提出が必要になりますので、大阪市の担当（21ページ）までご確認ください。

質 問	回 答
<p>大阪市の「工事請負」・「物品供給等・業務委託」に登録があります。今回の申請を行う必要はありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の定期申請は「測量・建設コンサルタント等」が対象となりますので、申請を行う必要はありません。 ・ 現在の「工事請負」の承認期間は令和 6 年 3 月 31 日、「物品供給等・業務委託」の承認期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとなりますので、引き続き、大阪市の登録を必要とする場合は、「工事請負」は令和 5 年度、「物品供給等・業務委託」は令和 6 年度に実施予定の定期申請を行ってください。
<p>大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ）及び大阪シティバス株式会社（旧：交通局）の入札に参加したいのですが、申請手続きはどのようにしたらよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ）及び大阪シティバス株式会社の入札参加要件について、詳しくは下記の連絡先にお問い合わせください。 連絡先：（地下鉄事業）大阪市高速電気軌道株式会社（大阪メトロ） 06-6585-6271 （地下鉄事業）大阪メトロ 電子調達ヘルプデスク 0570-011311 （バス事業） 大阪シティバス株式会社 06-6582-7122

申請についてのお問い合わせ

申請について不明な点は、担当へお問い合わせください。

申請の内容に関すること	電話 06-6484-7424、7425 大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ
システムの操作に関すること	電話 06-6945-4003 大阪市電子調達システムヘルプデスク

大阪府の 競争入札参加資格審 査申請に 関すること	電話 06-6944-6429 大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ
大阪府の システムの操作に関 すること	電話 06-4400-5180 大阪府電子調達ヘルプデスク
大阪府電子調達（電子入札）システムホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html	

大阪市電子調達システムホームページ <http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>

大阪市電子入札

検索

令和5・6・7年度大阪市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請要領（定期申請用）第1版

大阪市